

病院／病理検査室・解剖室向け カルモアハイブリッドシステム(特許取得済み)

(局所排気装置付各種機器＋ホルムアルデヒド分解用イオン生成装置)

**ホルムアルデヒド濃度
0.1ppm以下保証**

**キシレン濃度
50ppm以下保証**

**病理診断評価体系
病理診断管理加算2取得へ**

平成20年3月1日に改正された労働安全衛生法の特定化学物質障害予防規則が施行され、ホルムアルデヒドは健康障害発生リスクが高い化学物質として特化則の第3類物質から特定第2類物質に指定されました。

この改正により、ホルムアルデヒドが発散する病理検査室・解剖室などの屋内作業場の於いて

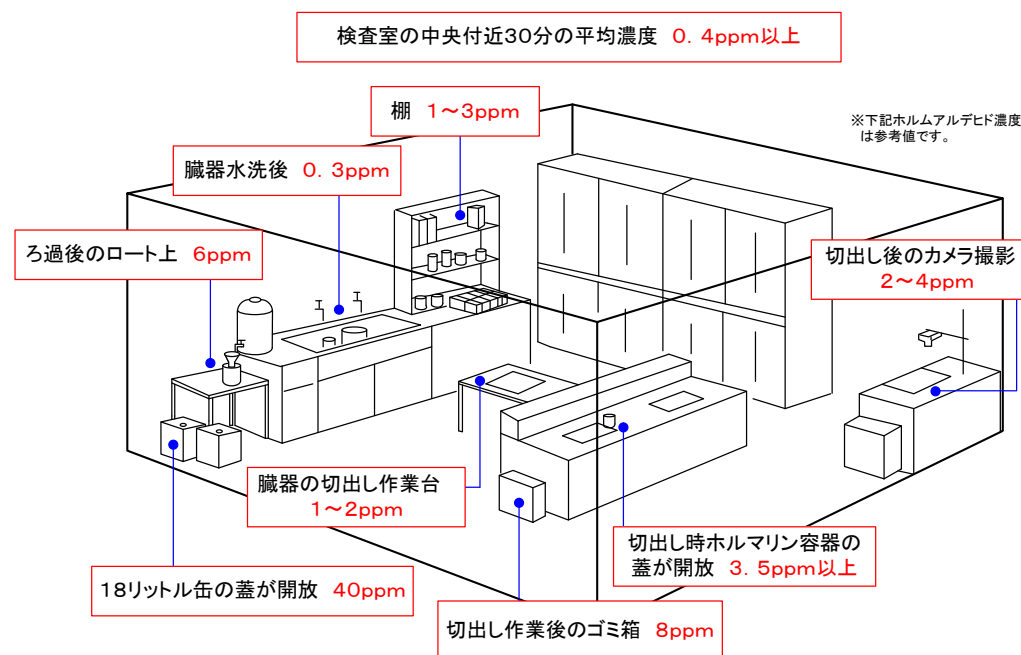
- ①発散抑制装置の設置
- ②6ヶ月毎の国家資格を有する作業環境測定士による作業環境測定の実施
- ③発散抑制装置設置30日以上前に労働基準監督署へ設置計画の届出

が義務づけられました。さらにこの措置を講じない場合は、病院長並びに病理検査室長に罰金または懲役の罰則が科せられるようになりました。

法改正前		現在	
分類	特化則 第3類物質	分類	特化則 第2類物質
許容濃度(参考)	0.5ppm	許容濃度	0.1ppm
管理濃度	未設定	管理濃度	0.1ppm
措置の義務	なし	措置の義務	・換気設備等の設置 ・作業環境測定の実施 など
罰則	なし	罰則	罰金または懲役
測定	自主測定	対象者	病院長&病理検査室長
		測定	作業環境測定士(国家資格)に委託

-ホルムアルデヒドの有害性-
皮膚、目、粘膜、呼吸器への刺激および肝臓、腎臓への慢性障害がある。
2004年6月、WHO(世界保健機関)の下部組織であるIARC(国際がん研究機関)が、ヒトに対して発がん性があると発表。
また、呼吸粘膜の細胞変性、炎症、過形成、扁平上皮化生などの組織学的変化に対する報告がある。
近年は化学物質過敏症の原因物質の一つとされ、また、喘息やアトピー性皮膚炎にホルムアルデヒドが関わっているという報告や皮膚感作による接触性皮膚炎の発症例が数多く報告されている。

ホルムアルデヒドばく露防止対策が必要な病理診断室の例



日本医療機能評価機構による機能評価

バージョン1の4.5病理診断機能項目内

4.5.1.2機能に見合った施設・設備・機器・薬品などが整備され、適切に管理されているかに該当します。

平成25年4月1日より、Ver.1.0の病院機能評価制度が施行

万一、管理濃度0.1ppm以下でない場合は機能評価面で罰点が付き、改善指導が出て来ると同時に一般に公表される可能性があります。

発散抑制装置を選ぶ病院側の留意点

- ①局所排気装置(用度品)と空調設備(全体換気)の組み合わせ技術が理解出来るメーカーを選ぶ。
- ②出来るだけ局所排気量の少ない機器を採用して空調コストの低減が可能な装置を選ぶ
- ③労働基準監督署への届出書類の作成及び技術説明が出来るメーカーを選ぶ
- ④将来規制が改正される予定のキシレン、クロロホルム等の有機溶剤に対応可能な装置を選ぶ
- ⑤出来るだけホルムアルデヒド0.1ppm以下対策の実績事例があるメーカーを選ぶ。

代表的なカルモアハイブリッドシステム 病理検査室向け プロット図案

①プル式切出しテーブル L1000

②キシレン対策用排気フード付き作業台

③λ型フックフルユニット付き流し台&キュービテナー用排気装置&ろ過装置

④Q型エアーカーテン保管棚L1200 ロールスクリーン&スライドボード付き

⑤撮影台用排気装置

⑥キシレン対策用排気フード付き作業台

⑦入型エアーカーテン流し台(1シンク)L1200

⑧排気式薬品庫(一斗缶用)

⑨プル式薬品保管庫(引き戸)

⑩酸素クラスター除菌脱臭装置 シルフィード2

⑪有機溶剤保管庫

室内設置型又は給気ライン用 酸素クラスター除菌脱臭装置



代理店

ホルムアルデヒド濃度0.1ppm以下を保証
空気環境のプロフェッショナルを追求する
KALMOR
株式会社カルモア
医療産業支援チーム
Tel:03-5540-5855 Fax:03-5540-5854

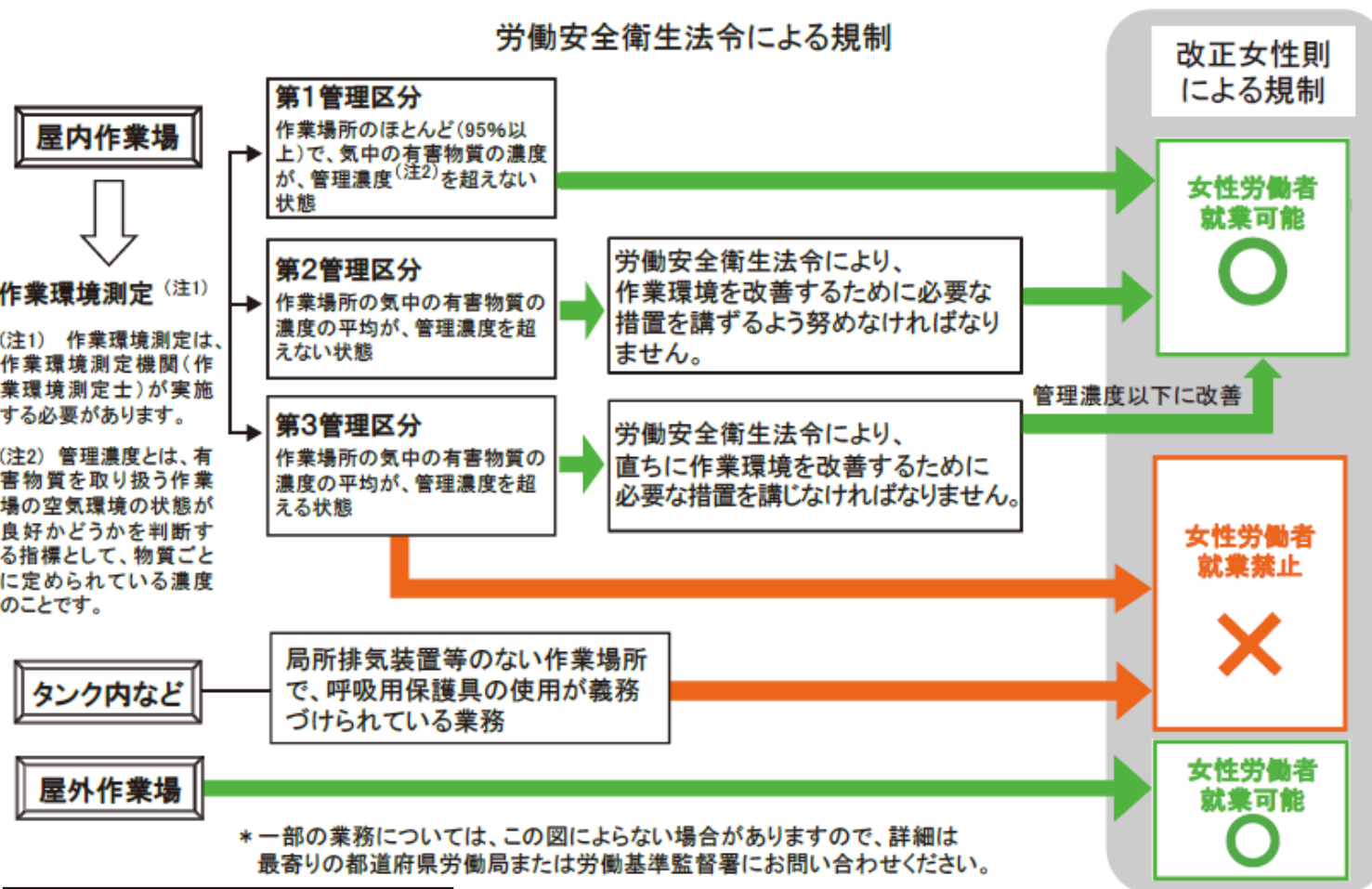
有機溶剤中毒予防規則の適用

化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ 女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します

平成24年10月1日から

女性労働基準規則の改正により(改正女性則)、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(裏面参照)を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

労働安全衛生法令と改正女性則の関係(概要)



有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		
15	エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
16	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
17	エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
18	キシレン	50ppm
19	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
20	ステレン	20ppm
21	テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
22	トリクロロエチレン	10ppm
23	トルエン	20ppm
24	二硫化炭素	1ppm
25	メタノール	200ppm

- 注意事項**
- 1.化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
 - 2.労働安全衛生法に基づき、直ちに作業環境の改善が必要であるにもかかわらず、これを怠って女性労働者が就業できない環境のままとし、就業させないことは、男女雇用均等法違反になります

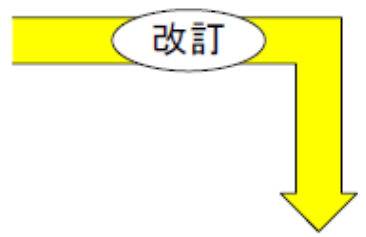
お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで
所在案内はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/html>
厚生労働省トップページ > 厚生労働省からのご案内「所在地案内」

病理診断に係わる評価体系の見直し→病理診断管理加算2獲得へ

病理診断管理加算の新設 (平成24年4月1日から適用)

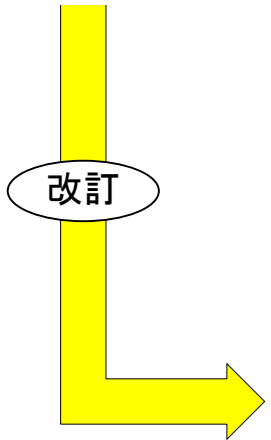
病理診断は、疾病の診断、治療方法の選択や治療効果の判定など、臨床上重要な役割を果たしており、良質かつ適切な医療を提供するために、その質を確保する観点から、病理診断に係わる評価体系の見直しを行う。

病理組織標本作製(1臓器につき)	880点
病理診断料	
1 組織診断料	500点
2 細胞診断料	240点



病理組織標本作製(1臓器につき)	860点
病理診断料	
1 組織診断料	400点
2 細胞診断料	200点
イ 病理診断管理加算1	
(1)組織診断を行った場合	120点
(2)細胞診断を行った場合	60点
ロ 病理診断管理加算2	
(1)組織診断を行った場合	320点
(2)細胞診断を行った場合	160点

- [要件]**
- ・病理診断を専ら担当する医師(診療所では常勤)が診断を行った場合
 - ・年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること、病理部門の要員を備えていること等を満たしていることが望ましい



医療機関の体制について、**病理診断管理加算**として評価

組織診断料・細胞診断料[算定要件]
・病理診断を専ら担当する医師(診療所では常勤)が診断を行った場合

病理診断加算1[施設基準]
・病理部門を設置している保険医療機関(診療所・病院)
・病理診断を専ら担当する常勤医1名(※)
・十分な剖検数・検体数・剖検等の設備や体制があることが望ましい

病理診断加算2[施設基準]
・病理部門を設置している病院
・病理診断を専ら担当する常勤医 2名以上(※)
・十分な剖検数・検体数・剖検等の設備や体制があることが必要
・年2回以上のCPC(Clinicopathological Conference)の開催
・標本について病理診断を専ら担当する複数の医師がチェックする体制

※病理診断を専ら担当する常勤医は、病理診断を専ら担当した経験を10年以上有するものに限る